

【本編】

- 水防法及び気象業務法の法改正に伴う、防災気象情報の体系整理に関する追記
 - ✓ 新たな防災気象情報に伴う、名称の変更等(第5章)
 - 注意報・警報等の情報名に、避難行動に直結するレベル表記が付記。
 - 「警戒レベル4相当」の情報として、「レベル4危険警報」が新設。
 - 洪水注意報・警報が廃止。レベル5氾濫特別警報の新設など。
 - ✓ 氾濫通報制度の新設に伴う、氾濫発生水位の設定
 - 河川等の氾濫発生・氾濫切迫時における河川管理者等による通報が開始。(第10章)
 - 氾濫発生水位を記載(第5章第4節)
- 洪水浸水想定区域・内水浸水想定区域の指定状況を更新(第17章)
- 関係法令等改正(水防法・気象業務法その他関連法令、大阪府水防協議会条例)

【資料編】

- 各種付表を最新版に更新
 - ✓ 重要水防区域図(第1表)、ため池水防区域一覧(第2表)
 - ✓ 防潮扉箇所一覧(第5表)、主要貯水施設一覧表(第7表)
 - ✓ 水防資器材、水防要員表(第11表)、水位観測所の量水標の有無(第16表)
- 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準を最新版に更新(第2図)
- 府所有緊急自動車一覧表を最新版に更新(第5図)
- 水防操作協定等等を現時点版に更新(水門操作協定書等)

令和8年度 大阪府水防計画 改定概要【本編】

【本編】

➤ 水防法及び気象業務法の法改正に伴う、防災気象情報の体系整理に関する追記

✓ 新たな防災気象情報に伴う、名称の変更等(第5章)

- 注意報・警報等の情報名に、避難行動に直結するレベル表記が付記。(赤下線)
- 「警戒レベル4相当」の情報として、「レベル4危険警報」が新設(青色塗りつぶし)
- 洪水注意報・警報が廃止。レベル5氾濫特別警報の新設など

令和8年5月まで

種 類		発表される 注意報・警報	発 表 基 準
水防活動の利用に 適合するもの	一般の利用に 適合するもの		
水防活動用 気象警報	気象警報	<u>大雨警報</u> (注2)	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には別表1の条件に該当する場合である。
	気象特別警報	<u>大雨特別警報</u> (注4)	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。

令和8年6月から

(警報以上)

種 類	発 表 基 準	
水防活動の利用に適合するもの	一般の利用に適合するもの	
水防活動用 気象警報	<u>レベル3大雨警報</u>	大雨により重大な浸水害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には別紙1-1のレベル3大雨警報の基準値に到達することが予想される場合である。
	<u>レベル4 大雨危険警報</u>	大雨により重大な浸水害が発生するおそれが大きいと予想される場合で、具体的には別紙1-3の対象格子において別紙1-1のレベル4大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合である。
	<u>レベル5 大雨特別警報</u>	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合で、具体的には別紙1-1のレベル5大雨特別警報の基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続けると予想される場合である。

令和8年度 大阪府水防計画 改定概要【本編】

【本編】

➤ 水防法及び気象業務法の法改正に伴う、防災気象情報の体系整理に関する追記

✓ 新たな防災気象情報に伴う、名称の変更等(第5章)

- 注意報・警報等の情報名に、避難行動に直結するレベル表記が付記
- 「警戒レベル4相当」の情報として、「レベル4危険警報」が新設
- **洪水注意報・警報が廃止。レベル5氾濫特別警報の新設など**

令和8年5月まで

第3節 国土交通省直轄河川の洪水予報

近畿地方整備局と大阪管区気象台は共同して洪水予報実施要領に基づき次の注意報及び警報の発表を行うものとする。また、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の洪水予報を発表する。それらの発表文例は、資料編の様式4-1~5号のとおりである。なお、連絡様式等は資料編の国土交通省直轄河川洪水予報実施要領を参照。

種 類	基 準
淀川、大和川下流、猪名川、桂川下流、木津川下流 氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないとき。
淀川、大和川下流、猪名川、桂川下流、木津川下流 氾濫警戒情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）。
淀川、大和川下流、猪名川、桂川下流、木津川下流 氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超えさらに水位の上昇が見込まれるとき。
淀川、大和川下流、猪名川、桂川下流、木津川下流 氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているとき。

第3節 国土交通省直轄河川の洪水予報 令和8年6月から

近畿地方整備局と大阪管区気象台は共同して洪水予報実施要領に基づき次の注意報及び警報の発表を行うものとする。また、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の洪水予報を発表する。それらの発表文例は、資料編の様式4-1~5号のとおりである。なお、連絡様式等は資料編の国土交通省直轄河川洪水予報実施要領を参照。

情 報 名	基 準
淀川、大和川下流、猪名川、桂川下流、木津川下流 レベル2 氾濫注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないとき。
淀川、大和川下流、猪名川、桂川下流、木津川下流 レベル3 氾濫警報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）。
淀川、大和川下流、猪名川、桂川下流、木津川下流 レベル4 氾濫危険警報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超えさらに水位の上昇が見込まれるとき。
淀川、大和川下流、猪名川、桂川下流、木津川下流 レベル5 氾濫特別警報/氾濫発生情報	氾濫が発生または氾濫発生水位に到達したとき、氾濫が継続しているとき。 ※レベル5 氾濫発生情報は、レベル5 氾濫特別警報と一体に発表。

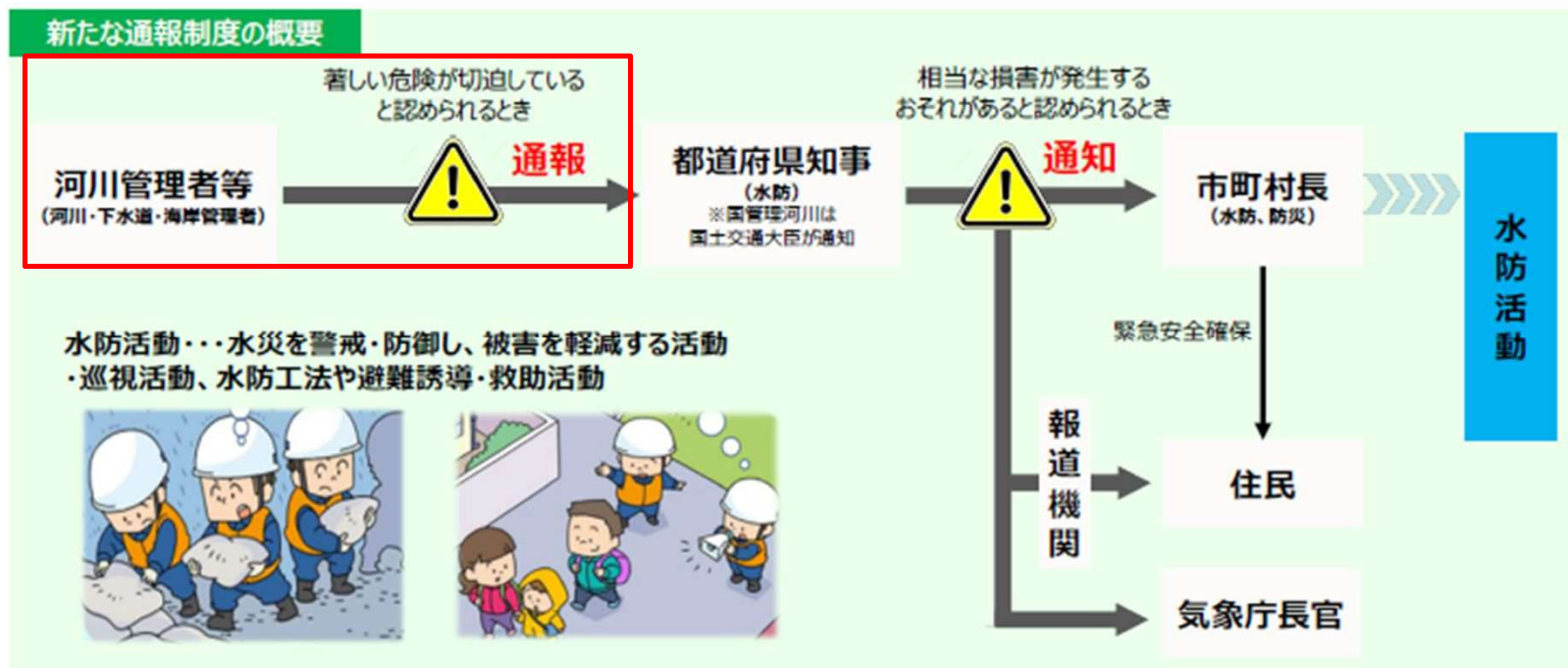
令和8年度 大阪府水防計画 改定概要【本編】

【本編】

➤ 水防法及び気象業務法の法改正に伴う、防災気象情報の体系整理に関する追記

✓ 氾濫通報制度の新設に伴う、氾濫発生水位の設定

- 河川等の氾濫発生・氾濫切迫時における河川管理者等による通報が開始。(第10章)
- 氾濫発生水位を記載(第5章第4節)



3. 氾濫・決壊・漏水等の通報の内容

第10章の3の記載内容

(1)、(2)の氾濫・決壊・漏水等の通報は、別添資料「氾濫・決壊・漏水等の通報にかかる運用指針」を踏まえ、次に示す基準及び対象施設・区域に対して行うこととする。なお、水災による被災の危険があるにもかかわらず巡視等の実施を行うなど、河川管理者に網羅的な把握を行うことを求めるものではないこととする。

令和8年度 大阪府水防計画 改定概要【本編】

✓ 氾濫通報制度の新設に伴う、氾濫発生水位の設定

- 河川等の氾濫発生・氾濫切迫時における河川管理者等による通報が開始(第10章)
- 氾濫発生水位を記載(第5章第4節)

1. 対象河川 ※表の各水位は寝屋川流域においては、大阪湾最低潮位 [O.P.]、それ以外は量水標水位を示す。

発表単位	河川名		延長(km)	基準点	氾濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m)	氾濫発生水位(m)
神崎川・安威川	神崎川	安威川合流点から旧猪名川合流点	8.3	三国	3.80	4.85	5.00	5.82
	安威川	茨木市安威三丁目地先長ヶ橋下流端から神崎川合流点	15.6	千歳橋	3.25	4.25	4.55	4.91
寝屋川流域※	寝屋川	寝屋川市平池町地先桜木水門下流端から旧淀川合流点	16.0	京橋	3.00	3.20	3.30	4.40
				寝屋川治水緑地	4.20	5.35	5.45	6.45
	第二寝屋川	恩智川分派点から寝屋川合流点	11.6	昭明橋	3.40	4.40	4.55	5.00
	恩智川	柏原市大泉三丁目地先大泉橋下流端から寝屋川合流点	15.5	住道	3.90	4.40	4.70	5.40
				恩智川治水緑地	7.05	7.20	7.35	7.60
	平野川	大和川分派点から第二寝屋川合流点	17.4	剣橋	3.30	4.00	4.15	4.50
				太子橋	9.76	10.90	11.00	11.50
	平野川分水路	平野川分派点から寝屋川合流点	6.7	今里大橋	3.30	3.40	3.50	4.85
古川	守口市大久保町五丁目地先から寝屋川合流点	7.4	桑才	3.20	3.30	3.40	3.80	
楠根川	八尾市西山本町一丁目地先近鉄鉄橋下流端から第二寝屋川合流点	3.2	萱振大橋	6.74	8.00	8.05	8.45	
石川	石川	河内長野市高向地先町井大橋下流端から大和川合流点	18.5	玉手橋	3.90	4.60	4.80	5.58
				金剛大橋	2.00	2.20	2.40	2.54
大津川・横尾川	大津川	牛滝川、横尾川合流点から海	2.6	川中橋	1.75	1.90	2.20	3.34
	横尾川	父鬼川合流点から大津川合流点	15.1					
牛滝川	牛滝川	岸和田市稲葉町地先稲葉橋下流端から大津川合流点	7.3	山直橋	1.25	2.20	2.30	2.77

第1章総則の文言

2.2. 氾濫発生水位（氾濫開始水位）

洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫の発生する水位（堤防天端高（又は背後地盤高）をいう。市町村長の緊急安全確保措置の発令判断の目安となる水位である。これまでの「氾濫する可能性のある水位」の名称を変更したものである。

令和8年度 大阪府水防計画 改定概要【本編】

【本編】

➤ 洪水浸水想定区域・内水浸水想定区域の指定状況を更新(第17章)

①「第17章第1節 洪水浸水想定区域の指定状況」に、R7年度に指定された市管理河川を追加

市管理河川

水系名	河川名	浸水想定区域 指定年月日	想定 最大	浸水想定区域 公表HPアドレス	関係市町村
淀川	東横堀川	R8.3.25	○	https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000675084.html	大阪市
大和川	狭間川	R7.9.9	○	https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/doro/doboku/kasensuiro/shinsouzu.html	堺市
内川	内川	R7.9.9	○		
	土居川	R7.9.9	○		
	内川放水路	R7.9.9	○		

②「第17章第2節 内水浸水想定区域の指定状況」に、R7年度に指定された24市町を追加

市町村名	浸水想定区域指 定年月日	市町村名	浸水想定区域指 定年月日
美面市	R8.3.31	柏原市	R7.8.18
池田市	R8.3.31	藤井寺市	R8.3.31
豊中市	R6.4.1	羽曳野市	R8.3.1
豊能町	R7.3.27	富田林市	R6.7.1
吹田市	R8.2.26	河内長野市	R6.8.21
茨木市	R7.5.23	太子町	R7.4.1
摂津市	R7.1.22	河南町	R7.9.4
島本町	R7.5.30	高石市	R8.2.5
枚方市	R8.3.31	泉大津市	R8.1.20
寝屋川市	R8.3.19	岸和田市	R8.2.6
門真市	R8.3.1	貝塚市	R8.1.5
四條畷市	R7.4.8	阪南市	R8.3.31
大東市	R7.5.16	東大阪市	R7.10.1
交野市	R7.4.18	八尾市	R7.6.20

令和8年度 大阪府水防計画 改定概要【本編】

【本編】

➤ 関係法令等改正(水防法・気象業務法その他関連法令、大阪府水防協議会条例)

①水防法・気象業務法が令和7年12月に法改正されたことに伴う、水防法及び気象業務法の改定

1. 水 防 法

(昭和24年6月4日法律第193号)

最終改正：令和7年12月12日法律第86号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

2. 気象業務法 [抄]

(昭和27年6月2日法律第165号)

最終改正：令和7年12月12日法律第86号

目次

第一章	総則 (第一条—第三条)
第二章	観測 (第四条—第十二条)
第三章	予報及び警報 (第十三条—第二十四条)
第三章の二	気象予報士 (第二十四条の二—第二十四条の二十七)
第三章の三	民間気象業務支援センター (第二十四条の二十八—第二十四条の三十三)

②大阪府附属機関条例における報酬額の改定に伴う、大阪府水防協議会条例における報酬の改定

4. 大阪府水防協議会条例

本府議会の議決を経て水防法第8条第1項の規定に基づく大阪府水防協議会条例を次のように定める。

平成12年3月31日

大阪府知事 齊藤房江

大阪府条例第37号

大阪府水防協議会条例

最終改正：令和8年3月29日条例第5号

(幹事)

第五条 協議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(報酬)

第六条 委員の報酬の額は日額一万八千円とし、幹事の報酬の額は日額一万五千二百円とする。

2 前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。

➤ **各種付表を最新版に更新**

- ✓ 重要水防区域図(第1表)、ため池水防区域(第2表)
- ✓ 防潮扉箇所一覧(第5表)、主要貯水施設一覧表(第7表)
- ✓ 水防資器材、水防要員表(第11表)、水位観測所の量水標の有無(第16表)

➤ **異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準を最新版に更新(第2図)**

➤ **府所有緊急自動車一覧表を最新版に更新(第5図)**

➤ **水防操作協定等を現時点版に更新(水門操作協定書等)**

おおさかタイムライン防災プロジェクト



タイムラインとは

流域治水の一環である「逃げる」施策は、災害時には重要な事項の1つであり、これまででも推し進めてきたところ。タイムラインもその1つで、大規模な災害から住民の命を守り、被害を最小化することを目的に防災関係機関が連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、「いつ」「誰が」「何をするか」に着目して防災行動とその実施主体を時系列に整理したものである。

プロジェクトの概要

大阪府では、タイムラインを以下の3つに分類し、先行取り組み（リーディングプロジェクト）を実施。これらの先行事例をモデルとして、洪水や土砂災害、高潮災害など様々なハザードを対象に、国や市町村と連携し大阪府全域にタイムラインの作成と活用を拡げていく、「おおさかタイムライン防災プロジェクト」を進めている。

広域タイムライン 5/5地域 <寝屋川流域、神崎川・安威川流域、南河内地域、大津川流域、大阪湾（泉州）高潮>

比較的大きな流域を対象として、行政機関に加え、ライフライン事業者、鉄道事業者など多くの防災機関の防災行動を記載したもの。国や府が主体となって関係する防災機関とともに作成。

市町村タイムライン 42/43市町村

一つの市町村を対象として、市町村の各部署の防災行動を記載したもの。市町村の各部署が参画し、作成。

コミュニティ（地域）タイムライン 28市町村、202地区

自治会などの小さな区域を対象として、住民や自主防災組織などが行う防災行動を記載したもの。市町村と地域住民がリスクコミュニケーションを図りながら作成。

R7は16地区策定（R8.1末時点）

<マイタイムライン> 3つのタイムラインを進めるとともに、特にコミュニティタイムライン作成済みの地域については、国の推進する“マイタイムライン”についても関係部局と協力の上、推進していく。

課題と対応

タイムライン分類	課題	対応
広域	<ul style="list-style-type: none"> ●タイムラインを活用した訓練の実施 ●タイムラインの改善 	<ul style="list-style-type: none"> ●全てのタイムラインで訓練を実施 ●実際の水害対応を踏まえ、改善を実施
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ●全市町村でのタイムライン作成 ●タイムラインの活用、改善 	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村への作成の働きかけ、支援 ●実際の水害時の活用、ふりかえり、改善を実施
コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ●地区数が多く作成が十分に進んでいない ●地域のモチベーションや担い手不足 ●優先的に作成の対象とするリスク（土砂・洪水）の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ●事例集の活用等により横展開 ●イベントや訓練等での周知、講師等の派遣支援 ●地区単位ハザードマップ作成済地域での作成促進

これまでの取組

キックオフ
平成29年3月
おおさかタイムライン防災プロジェクトシンポジウム



神崎川流域

令和3年9月策定・運用開始
実績：4回 ※訓練未実施

リーディングプロジェクト

貝塚市旭地区

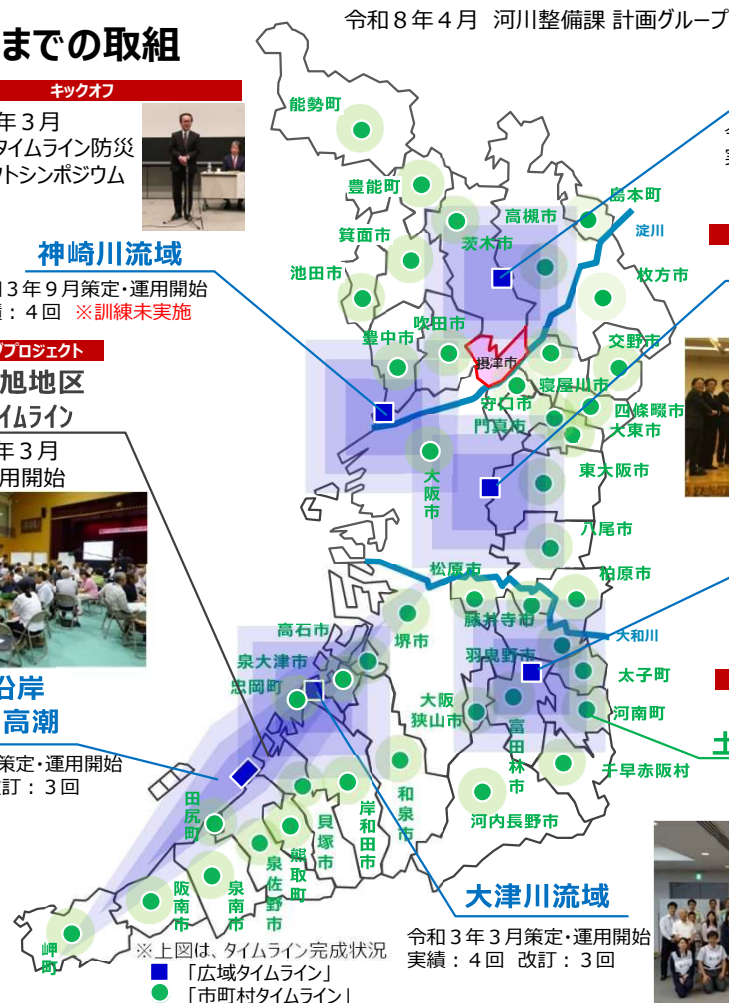
高潮タイムライン

平成29年3月
策定・運用開始



大阪湾沿岸（泉州）高潮

令和2年8月策定・運用開始
実績：9回 改訂：3回



資料11

安威川流域

令和元年9月策定・運用開始
実績：8回 改訂：3回

リーディングプロジェクト

寝屋川流域

平成30年8月策定・運用開始
実績：16回 改訂：6回



南河内地域（石川流域外）

令和2年3月策定・運用開始
実績：5回

リーディングプロジェクト

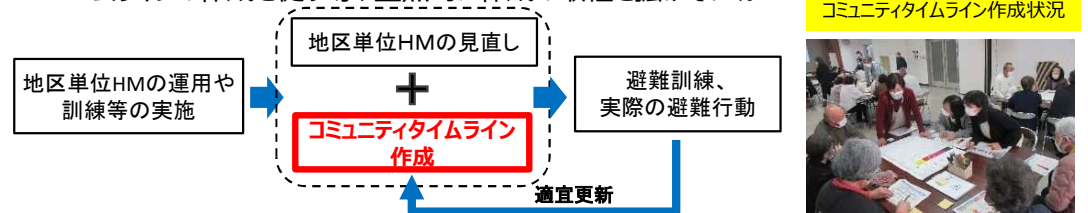
河南町土砂災害タイムライン

平成30年6月
策定・運用開始



令和8年度取組

- <広域タイムライン> 訓練未実施の1流域において訓練を実施/振り返り・改善を実施
- <市町村タイムライン> 未作成1市の早期完成/策定済みの市町村は振り返り・改善を実施
- <コミュニティタイムライン> 未作成の市町における作成を目標とし、府は引き続き支援を実施
⇒土砂災害は、洪水と比較してリスクの範囲が限定されることから、**地域単位で避難計画を作成することが有効**
⇒**地区単位ハザードマップ（HM）作成済の地域**に対し、実際の運用や訓練を行った際にタイムラインの作成を促す等、**重点的に作成の取組を拡げていく。**



コミュニティタイムライン作成状況



令和8年度 大阪府の取組について

コミュニティタイムライン策定を支援する講習会

【課題】

- ・地域タイムライン作成支援の中心となる市町村の**防災担当職員の人員不足等**
- ・専門知識を有した方の意見を伺うことによる**防災担当職員の説得力や意識向上**

【講習会概要】

- 対 象：防災担当職員や地元自治会長等
- 講習内容（例）：
 - 講義）タイムライン(意義・効果／作成方法等) 1 時間
 - 流域治水/水害等リスク/防災気象情報/
 - 演習）グループ毎のタイムライン作成 2 時間

<令和7年度の取組み>

岸和田市内（R7.8.25）、大阪市内（R7.8.29）において、近畿建設協会の協力のもと、作成支援の講習会を実施



講習会の様子
(岸和田市内)



検討内容の発表・タイムライン作成

全市町村で1つのコミュニティタイムライン作成を促進

コミュニティタイムライン策定支援

★市町村の困りごとをヒアリング★

【策定に向け希望する支援】

- ・地域に配布できるひな形や説明資料の提供
- ・出前講座の支援
- ・地域TL作成に資する情報提供
- ・タイムライン作成にかかる経費支援 等々

◆動画やワークシート（ひな形）などをまとめた**DVD**を府内全市町村へ配布しています！



タイムラインの策定・見直し、住民への普及啓発を対象とした支援措置
緊急防災・減災事業（特別交付税）

内容	・市町村によるタイムライン策定・見直しに要する経費 ・住民に対するタイムラインの普及啓発経費 ※東日本大震災を教訓として実施する地方単独事業の非償還経費に限る。
対象	地方公共団体
備考	令和7年度まで

消防庁
国民保護・防災部防災課長

◆ホームページから、だれでも視聴可能です！

■詳しくは、ホームページをご覧ください。

おおさか タイムライン で検索



◆コミュニティタイムライン総括表のひな形もダウンロード可能です！

防災気象情報の改善について

令和8年5月
大阪管区気象台 予報課

現在の主な防災気象情報と警戒レベルとの関係

- **警戒レベル**は、住民が災害時にとるべき避難行動が直感的にわかるよう、**避難情報等を5段階に整理**したものです。（例：警戒レベル4 = 避難指示、警戒レベル3 = 高齢者等避難）
- **防災気象情報**は、**避難情報の発令や住民の自主避難の参考となる「警戒レベル相当情報」**という位置づけですが、警戒レベルとの関係が分かりづらいという課題があります。

警戒レベル				現在の防災気象情報（警戒レベル相当情報）				
警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報（避難情報等）	防災気象情報				
				洪水等に関する情報			土砂災害	高潮害
			指定河川洪水予報（河川毎）	洪水害（市町村毎）	大雨浸水害（市町村毎）			
5	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保！	緊急安全確保	5相当	氾濫発生情報	大雨特別警報（浸水害）	大雨特別警報（土砂災害）	高潮氾濫発生情報
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示	4相当	氾濫危険情報		土砂災害警戒情報	高潮特別警報 高潮警報
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※	高齢者等避難	3相当	氾濫警戒情報	洪水警報	大雨警報（土砂災害）	警報に切り替える可能性が高い 高潮注意報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨、高潮注意報	2相当	氾濫注意情報	洪水注意報	大雨注意報	高潮注意報
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	1相当				

市町村は、警戒レベル相当情報などを参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する

〜 警戒レベル4までに必ず避難！ 〜

防災気象情報と警戒レベルとの関係が分かりづらいという課題があり、「防災気象情報に関する検討会」において2年半かけて検討。その最終とりまとめ（令和6年6月）に沿って防災気象情報を改善。

- 防災気象情報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）を5段階の警戒レベルにあわせて発表します。
- 対象災害ごとの情報として整理するとともに、**レベル4相当の情報として危険警報を新設します。**
- **情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表します。**（例：レベル4大雨危険警報 等）

新しい防災気象情報の情報体系とその名称

	河川氾濫 1級河川などの 大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や 大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや 土石流	高潮 海水面の上昇や 波の打上げによる浸水	（警戒レベルごとの） 住民が とるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保！
----- <警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！> -----					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める

河川氾濫・大雨に関する情報

- 河川氾濫等に関する情報は、洪水予報河川のみを対象とした河川ごとの情報とし、「レベル3 氾濫警報」等の名称で発表します。これまでの気象台による市町村ごとの洪水警報・注意報の発表は行いません。
- 水位周知河川の氾濫危険情報等のレベル毎の水位の情報は、警戒レベルとの関係を含めてこれまで通りの運用とし、洪水予報河川への移行を促進します。
- 浸水害を対象とした大雨特別警報・警報・注意報は、大雨に関する情報として警戒レベル毎に整理し、警戒レベル相当情報として位置づけます。洪水予報河川以外の河川も、大雨に関する情報で一緒に扱います。

河川氾濫・大雨に関する情報体系と名称

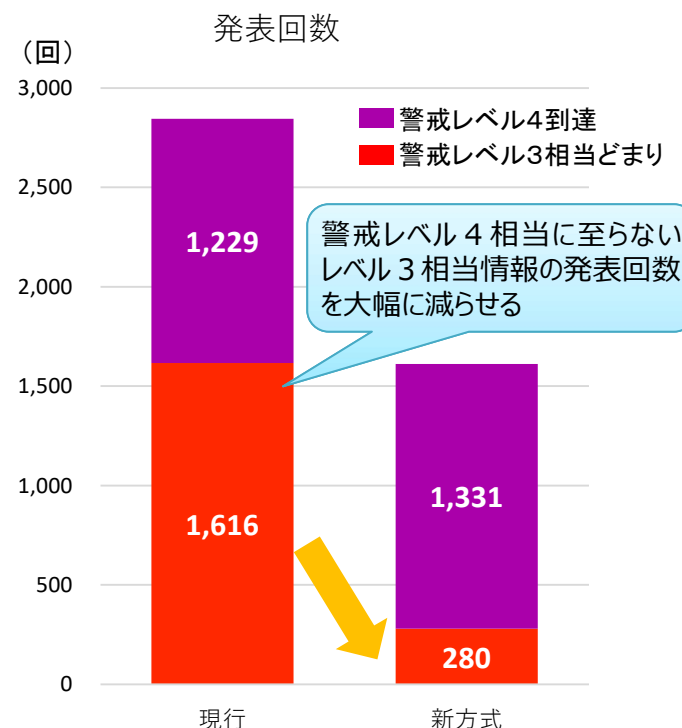
河川氾濫等に関する情報				大雨に関する情報
分類	洪水予報河川	水位周知河川	左記以外の河川も含む 洪水警報等	
河川数	約400河川	河川事務所・都道府県による水位情報は、これまでどおり発表することとし、警戒レベルとの関係は変更しない。	大雨に関する情報で扱う。	-
発表主体	河川事務所または都道府県と気象台			気象台
発表単位	河川ごと			市町村ごと
対象とする主な現象	外水氾濫			内水氾濫及び 洪水予報河川以外の外水氾濫
発表指標	水位（実測・予測）			表面雨量指数・流域雨量指数 （解析・予測）
情報名称	5	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	
	4	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	
	3	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	
	2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	
	1	早期注意情報	〔 洪水予報河川への移行を促進 〕	早期注意情報

土砂災害に関する情報

- 警戒レベル4相当は、現在の土砂災害警戒情報から**レベル4土砂災害危険警報**に変更します。
- **レベル3土砂災害警報**は、発表基準を見直すことで、現在の大雨警報（土砂災害）に比べ、警戒レベル4相当に至らない**情報発表を大幅に減らします**。
- 今後は、**まもなくレベル4土砂災害危険警報を発表する可能性が高い**状況において、レベル3土砂災害警報を発表しますので、情報を活用いただくにあたりご留意ください。

土砂災害に関する情報体系と名称

発表指標		60分雨量（解析・予測） 土壌雨量指数（解析・予測）
情報名称	5	レベル5土砂災害特別警報
	4	レベル4土砂災害危険警報
	3	レベル3土砂災害警報
	2	レベル2土砂災害注意報
	1	早期注意情報



土砂災害に関する警戒レベル3相当及び4相当情報の発表回数の比較（令和5年6～9月のデータに基づく）

新方式の警戒レベル3相当情報の発表回数は、レベル4相当情報の基準（CL）に3時間先に到達すると見込まれる場合として算出。

警戒レベル毎に情報を整理し、避難行動との関係を明確化

(警戒レベルごとの情報に！)

- **レベル5 高潮特別警報**を市町村による**緊急安全確保発令**、**レベル4 高潮危険警報**を**避難指示発令**、**レベル3 高潮警報**を**高齢者等避難発令**のトリガー情報として活用。

(発表基準等の見直し) 基準値はレベル5・レベル4の二つ

- 現在の高潮特別警報の台風等を要因としている発表指標は見直して、レベル5 高潮特別警報として潮位等の基準を新たに設定して運用。
- **レベル4 高潮危険警報の基準**は、その基準を超えると**浸水被害のおそれがある状況**となる高さに設定。
- レベル4 高潮危険警報、レベル3 高潮警報、レベル2 高潮注意報は、浸水被害のおそれがある状況から**リードタイム**をとって発表。

(注) 現在は高潮注意報で行っている低地での軽微な浸水被害に対する注意喚起は、新たな情報体系では扱わず、今後は高い潮位、大潮等に関する「気象解説情報」で対応

情報名称	発表タイミング	住民がとるべき行動
レベル5 高潮特別警報	浸水がすでに発生 or 切迫	ただちに安全確保の行動を
レベル4 高潮危険警報	浸水被害のおそれがある状況となる約6時間前までに発表	浸水想定区域など、高潮による浸水被害のおそれのある場所にいる者は全員安全な場所に避難
レベル3 高潮警報	浸水被害のおそれがある状況となる約12時間前までに発表	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
レベル2 高潮注意報	浸水被害のおそれがある状況となる約18時間前までに発表	避難行動を確認（避難場所やルート、時期など）
早期注意情報	5日先までにレベル4相当の現象が予想される場合に「高」「中」の2段階で発表	災害への心構えを高める

- 警戒レベル相当情報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）以外の特別警報・警報・注意報は、**これまでと変わりません**。
- これら情報について、気象庁ホームページ等では、特別警報は黒、警報は赤を用いるが、**警戒レベルには相当しない**ことに留意してください。

警戒レベル相当情報以外の特別警報・警報・注意報

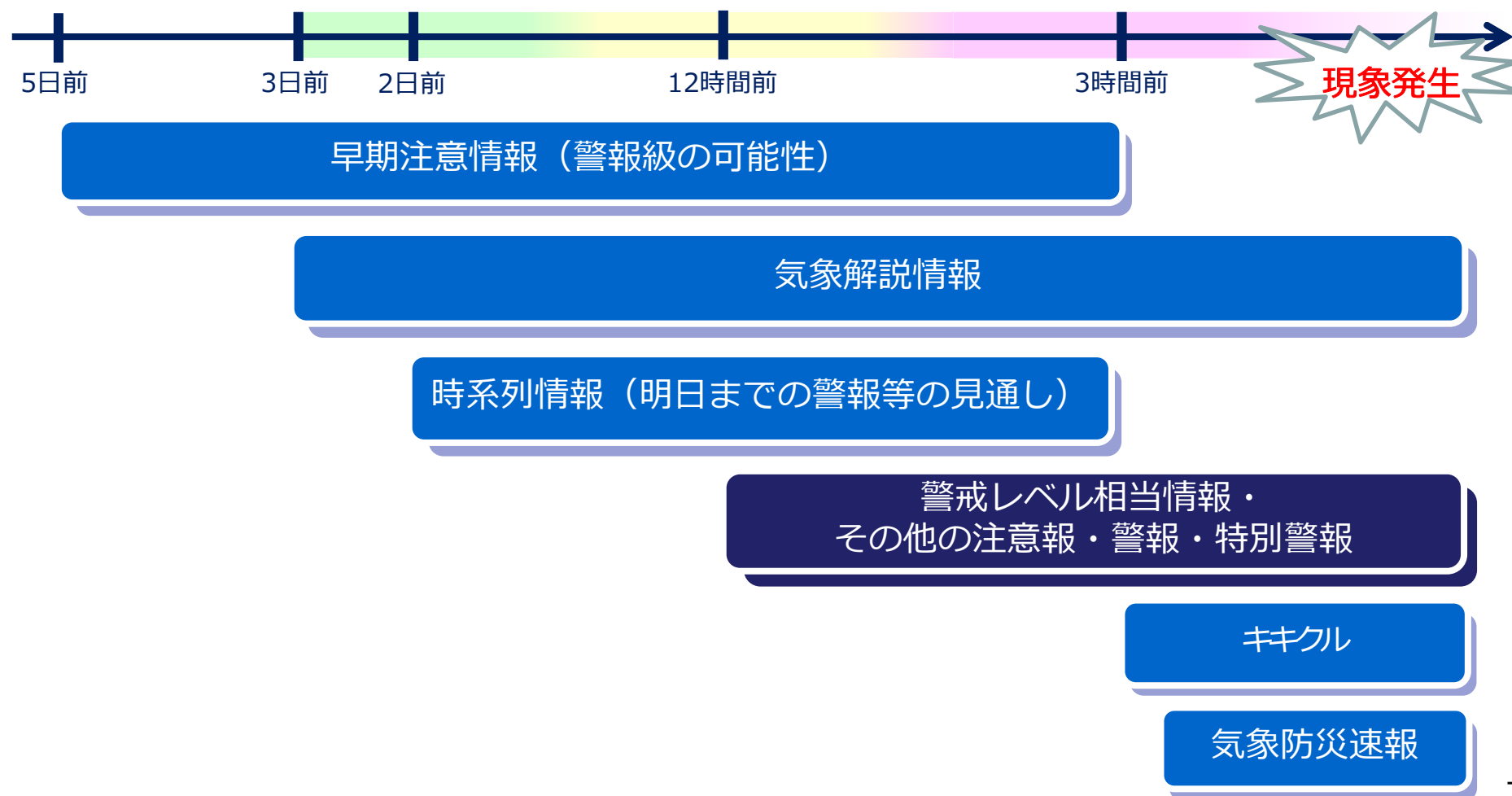
特別警報	暴風、波浪、大雪、暴風雪
警報	暴風、波浪、大雪、暴風雪
注意報	強風、波浪、大雪、風雪、濃霧、雷、乾燥、なだれ、着氷、着雪、霜、低温、融雪

※これらの特別警報や警報は、レベル5（緊急安全確保）やレベル3（高齢者等避難）には相当しないことに留意してください。

段階的に発表される防災気象情報

- 警戒レベル相当情報とあわせて、**段階的に発表される様々な防災気象情報を防災対応の判断に活用**することが重要です。

- 早期注意情報や時系列情報等は、心構えを高め、事前の体制確保の検討に活用。
- キキクルや気象防災速報は、避難の判断や後押しに活用してください。



早期注意情報・時系列情報

- 早期注意情報（警戒レベル1）は、**5日先までの警報級の現象の可能性**を公表
- 時系列情報は、警報・注意報に先立って、**翌日までの気象状況の見通し**を、毎日4回発表

早期注意情報（警報級の可能性）

	1日	2日				3日		4日	5日	6日
警報級の可能性	18-24	00-06	06-12	12-18	18-24	00-12	12-24			
大雨	-	[中]	[高]	[中]	-	-	-	-	-	-
土砂災害	-	[中]	[高]	[高]	[中]	[中]	-	-	-	-

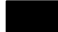



明後日までを対象とした情報について、現行では大雨に含まれる土砂災害の警報級の可能性を切り分けて発表するとともに、現行よりも情報の時間幅を細分化。

時系列情報（明日までの警報等の見通し）

〇〇市の時系列情報（明日までの警報等の見通し）

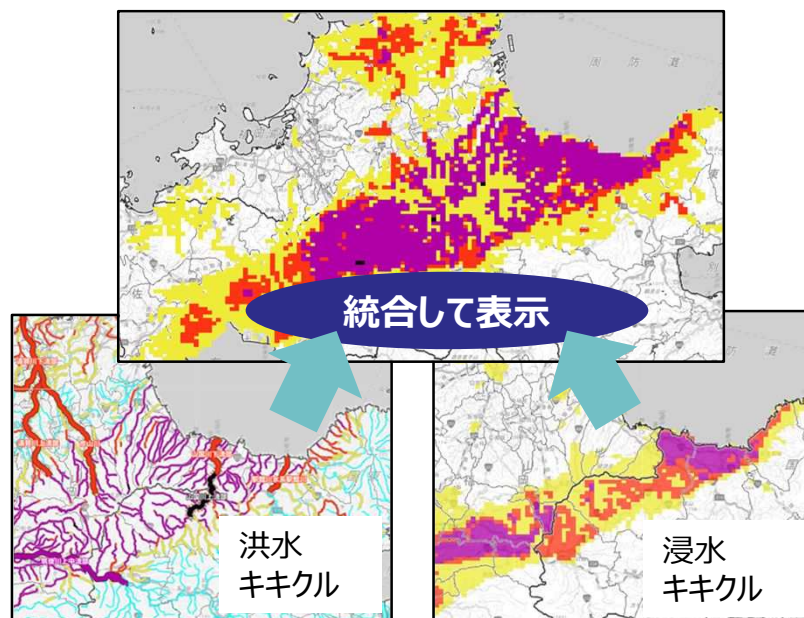
2026年XX月XX日11時00分発表

〇〇市	地域	12-15	15-18	18-21	21-24	00-03	03-06	06-09	09-12	12-15	15-18	18-21	21-24	30日	備考・関連する現象
1時間最大雨量(mm)					10	30	50	50	30	20	10				
24時間最大雨量(mm)					200				200						
大雨															
土砂災害															
暴風(m/s)	陸上	5	10	15	20	25	25	25	25	25	25	25	15	5	
	海上	10	15	20	30	30	30	30	30	30	30	30	20	10	
6時間最大降雪量(cm)															
24時間最大降雪量(cm)															
大雪															
波浪(m)		2	4	6	8	8	8	8	8	8	8	8	5	2	
高潮	潮位(m)	0.5	0.5	0.5	0.5	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.5	1.0	0.5	
雷															
融雪															
濃霧	陸上														
	海上														
霧															
霜															
乾燥	実効湿度(%)		80											70	
	最小湿度(%)		80											70	
なだれ															
低気															
雨															

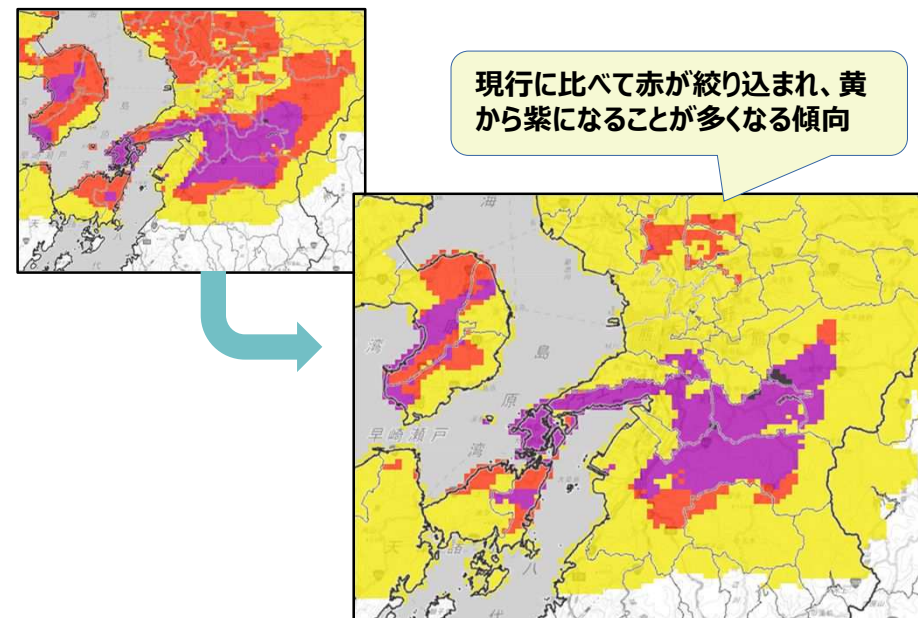
 災害切迫	特別警報基準を超えると予想される時間帯
 危険	危険警報基準を超えると予想される時間帯 (土砂災害、高潮については、危険警報発表の可能性のある時間帯)
 警戒	警報基準を超えると予想される時間帯 (土砂災害、高潮については、警報発表の可能性のある時間帯)
 注意	注意報基準を超えると予想される時間帯 (高潮については、注意報発表の可能性のある時間帯)

- 大雨や土砂災害に関する情報が発表された際、**危険度が高まっている地域を確認**するにはキキクルを活用してください。
- 「**大雨キキクル**」は、**大河川以外の河川の氾濫と浸水の危険度を重ねて表示**するもので、大雨に関する情報に対応しています。
- 「**土砂キキクル**」は、土砂災害の危険度を表示するものです。表示方法は従来と変わりませんが、以下の特性の変化に留意が必要です。
 - 現行に比べ、警戒（赤色）の判定が狭く、**注意（黄色）から危険（紫色）のケースが多くなります。**
 - 4～6時間先に警戒レベル4相当の基準に達すると予想してレベル3土砂災害警報を発表した場合には、**警戒（赤色）の判定が出ていないことがあります。**

大雨キキクル（イメージ）



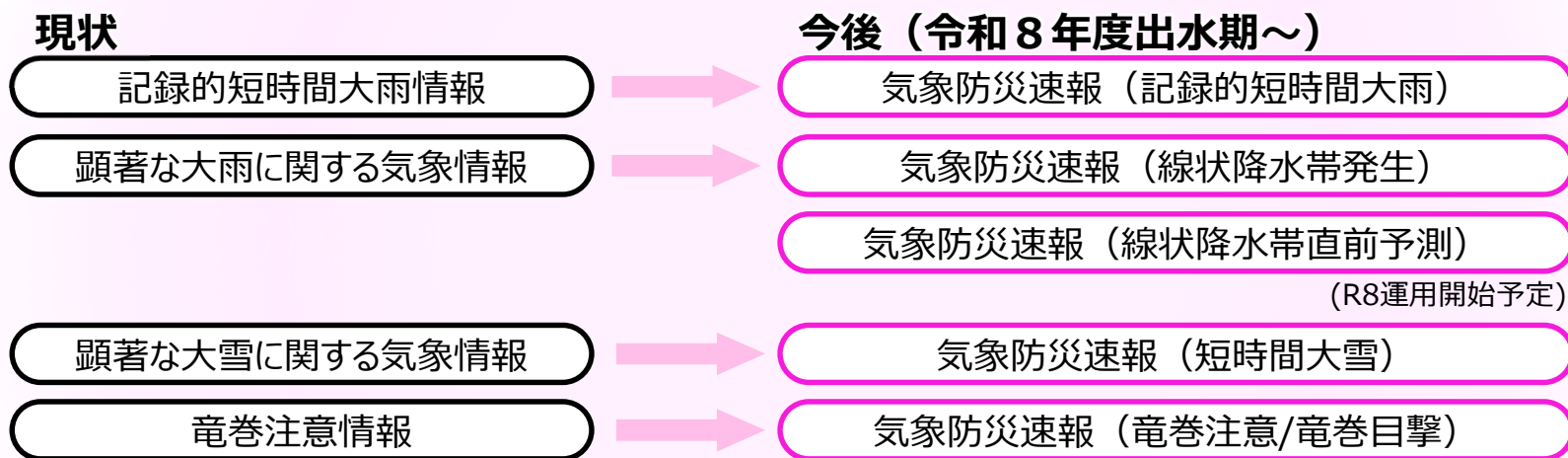
土砂キキクルの特性変化（イメージ）



気象庁HPでは現行の洪水キキクルと浸水キキクルも切り替えて閲覧可能

- 警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など**顕著現象が発生または発生しつつある場合に「気象防災速報」を発表します。**
- 現在・今後の気象状況や災害発生の危険度の見通しなどを網羅的に解説する情報として、「気象解説情報」も適宜に発表します。

気象防災速報 …… 極端な現象を速報的に伝える情報 (府県単位でのみ発表)



気象解説情報 …… 現在・今後の気象状況を網羅的に解説する情報 (全国・地方・府県単位で発表)



防災気象情報の令和8年5月下旬からの主な変更点

河川氾濫・大雨

- **洪水予報河川**では、新設する河川氾濫の特別警報を**レベル 5 氾濫特別警報**とし、
(発表には、河川管理者の氾濫通報を活用)
- **水位周知河川**では、これまでの水位情報による氾濫危険情報等の発表を続けつつ、
氾濫通報に基づく氾濫発生情報の充実を図る。
- **その他河川・下水道**では、**氾濫通報に基づく氾濫発生情報の充実**を図る。
- **洪水警報**は、運用せず、**大雨の予報・警報と一体化**。
(レベル 4 大雨危険警報を新設)

土砂災害

- 警戒レベル 4 相当は、現在の**土砂災害警戒情報からレベル 4 土砂災害危険警報に変更**。
- 警戒レベル 4 相当に至らない**レベル 3 土砂災害警報発表を大幅に削減**。
- レベル 3 土砂災害警報発表時は、**まもなくレベル 4 土砂災害危険警報を発表する可能性大**。

高潮

- **レベルに合わせた名称変更**。
- **氾濫通報に基づく氾濫発生情報の充実**を図る。

共通

- **情報名称にレベルの数字**をつけて発表。
- レベル 2 では「注意報」、レベル 3 では「警報」と**統一感を持った名称へ**。

(注) 主に大阪府内の変更点です。